

静ト協業第51号
令和5年1月26日

会 員 殿

(一社) 静岡県トラック協会

自動車検査証の電子化に伴う助成事業の添付書類の取扱いについて

令和5年1月4日以降の車両登録から、自動車検査証が電子化されたことに伴い、使用者の住所、使用の本拠の位置、所有者の氏名・住所が、「(電子)自動車検査証の写し」のみでは確認できないことになりました。

このため、自動車検査証交付時に、従来の自動車車検証と同等の情報が記載された「自動車検査証記録事項」が当面の間発行されるほか、車検証閲覧アプリを利用し「自動車検査証記録事項」をダウンロードして印刷できるようになります。

つきましては、当協会の助成事業の申請にあたり「自動車車検証の写し」を添付していただく場合、令和5年1月以降に電子化された自動車検査証の交付を受けた車両においては、「自動車検査証記録事項の写し」を添付していただきますようお願いいたします。

※制度開始から最低3年間は従来の車検証と同等の情報が記載されている「自動車検査証記録事項」が交付されますので、助成金申請等にはそちら＝「自動車検査証記録事項の写し」をご提出ください。

- 自動車排出ガス規制等適合ディーゼル車導入促進助成
- 環境対応車導入促進助成（CNGトラック・ハイブリッドトラック）
- 近代化基金融資完成報告